

イーフ情報連絡施設利用規程

(目的)

第1条 この規程は、久米島町イーフ情報連絡施設を利用するにあたっての必要な手続きから使用順守事項を定めております。

(運営管理)

第2条 久米島町イーフ情報連絡施設の運営管理は指定管理者である久米島町観光協会（以下「観光協会という」。）が行います。

(利用時間)

第3条 当施設の利用時間は、次の掲げたとおりとします。但し、観光協会が認めた場合はこの限りではありません。

(1) 午前9時～午後5時まで

(2) 前1号に定めた以外の臨時最多延長時間（現状回復から閉館まで）は午後10時とします。

(休館日)

第4条 当施設の休館日は、次に掲げたとおりですが、観光協会が必要であると認めたときは臨時に開館します。

(1) 土曜日及び日曜日・国民の祝日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(3) 6月23日（沖縄県慰霊の日を定めた条例により規定する慰霊の日）

(管理者の休みの場合)

第5条 前条の休館日に於ける利用の際には、営業日内の午後5時までに利用許可申請書を提出し、観光協会の指示に従って利用して下さい。

(利用申込方法)

第6条 当施設及び器機を利用しようとするものは、別紙1号様式に必要事項を記入し観光協会に申込むものとします。

(使用権限の優先)

第7条 使用権限は前条に従い申請した者が優先としますが、長期借用、長時間利用の場合は観光協会が利用者と借用日程・時間の調整を行います。

(利用にあたっての順守事項)

第8条 施設・機器の利用にあたっては、利用を承諾した後でも次の各号に掲げる場合は利用承認を取り消します。同施設の取消し、又は中止により生じた利用者の損失について観光協会はその責任を負いません。

(1) 施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸したり、無許可で利用内容を変更した場合。

(2) 公共の秩序に反するおそれがあると認められる場合。

(3) 施設を破壊し、又は滅失の又はそのおそれがある場合。

- (4) 偽りその他の不正な手段により許可を受けようとした場合。
- (5) 極端な音楽効果及び異臭を発する場合。
- (6) 防災また公衆衛生の観点から全館禁煙とし、これに違反する場合。
- (7) 危険物（爆発物、ガソリン、エーテル、シンナー、ガス、火薬等揮発性、引火性のある毒物等）その他、他人に危害迷惑をかけるおそれがある物品、動物等を持ち込む場合。
- (8) 観光協会の承認を受けずに、火・水・熱湯を使用して食品加工、調理等を行う場合。
- (9) その他管理運営上支障が生じると判断した場合。

(現状回復の義務)

第9条 施設利用後は、借用備品・機器を納入箇所へ返却し、使用後に於ける塵及び使用者側の物品を速やかに撤去すること。

- (1) 利用者が前条の義務を履行しない場合は原状回復を命じます。

(利用料金)

第10条 施設を利用する者は、次項の利用料金を別表Ⅰのとおり現金又は振込みにて観光協会に納入して下さい。

- (1) 付帯器機利用料金は別表Ⅱのとおり納入して下さい。

(利用料金の免除)

第11条 利用料の免除及び減額が受けられる者は、別表Ⅲの範囲とし別紙2号様式に必要事項を記入し許可を得るものとします。

(利用取消し・変更)

第12条 利用の取消しをする場合は、速やかに観光協会へ連絡すると同時に次に掲げるキャンセル料を納めなければなりません。但し、天災地変、不可抗力その他利用者側の責めに帰することのできない理由による場合は、その限りではない。

- (1) 連絡なきキャンセルは、利用料金の100%

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、施設・機器備品を破壊し又は滅失したときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償して頂きます。

(損害賠償及び免責)

第14条 利用者の責めに帰すべき事由により、人身事故が生じたときは、これに係る一切の責めは利用者側が負わなければならない。

(入館の制限)

第15条 観光協会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることもあります。

- (1) 感染性の疾患があると認められる場合
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者

- (3) 火薬その他危険物又は他人に迷惑になる行為、物品若しくは動物の類を携行する者
- (4) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、指定管理者職員の指示に従わない者
- (5) 前号に掲げる者のほか、管理運営上支障があると認めた者

附則 1 この規程は平成18年4月1日から施行する。

別表 I

区 分	単 位	料 金	冷房利用料金
交流ホール	1回（4時間以内）	3,000円	1回2,000円
会議室	1回（4時間以内）	1,000円	500円
情報連絡室	1回（4時間以内）	1,000円	

1. 利用時間は、準備及び片付けに要する時間を含むものとする。
2. 利用者が入場料・参加料もしくはこれに類するものを徴収するときは、上記料金の2倍を徴収する。
3. 商業商品の展示会・説明会及び商品販売の目的の場合は上記料金の2倍を徴収する。
4. 参加料・資料代の徴収が商業ベースの範囲以外で地域の教育・文化に貢献するものと判断した場合は上記の料金とする。（商業ベース：催事・講習会等々で生計を立て若しくは事業を営んでいるもの）
5. 利用時間を経過して利用する場合は、経過時間1時間ごとに上記料金表における3割相当額を加算し徴収する。
6. 冷房利用料金は上記のとおり、4時間以内としこれを越える場合1時間に付き会議室は200円、交流ホールは500円を徴収する。
7. 1時間（30分未満は切り捨て、30分以上1時間とみなす）

別表 II

区 分	使 用 料 金		備 考
	30分	60分	
パソコン使用	200円	400円	1時間からの延長は30分単位で200円加算する。
プリンター使用	/		1枚10円
スクリーン	1日500円		持ち出し不可

※パソコン、プリンタについては平成25年8月からは機材故障に伴い使用不可能

別表 III

区 分	申 請 者
全額免除者	① 久米島町主催事業からの申請
減額者（50%）	② 久米島町からの委託事業者からの申請 ③ 町内公益社会教育団体の文化事業を開催する為の申請